見守り新鮮情報　第 153 号　　平成 25 年 1 月 11 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

---

## 歩行型除雪機による事故に注意！

---

＜事例 1＞
除雪機で作業中、後退するときに転倒し、除雪機の下敷きになって死亡した。(70 歳代　男性)
＜事例 2＞
除雪機を使って自宅の庭の除雪作業をしていた際、詰まった雪を取ろうと手を入れたところ、左手の中指を骨折した。エンジンは止めたつもりだったが、止まっていなかった。(60 歳代　男性)
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
＜ひとこと助言＞
☆ 自宅敷地内等の除雪に使われる歩行型除雪機（以下、除雪機）は、免許なしで操作でき簡便に扱うことができますが、重症に至る事故も発生しています。
☆ 事故は、もともと備わっている安全装置を作動しないようにするなど誤った使い方をしているときにも起きています。作業を行う前に取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。
☆ 投雪口の雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って行いましょう。
☆ 転倒したり足を挟まれたりしないよう、足元や周囲に障害物がないことを確認し、無理のない速度で使用しましょう。
☆ 周囲の人を巻き込んだ事故も起きています。作業を行う際は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせないようにしましょう。

イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen153.html
※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

---

本情報は、事故情報データバンクからの情報（事例 1　検索日：平成 24 年 12 月 26 日）及び医療機関ネットワークへの協力医療機関からの事故情報（事例 2）をもとに編集・発行しています。

＜参考＞国民生活センター公表情報
「歩行型ロータリ除雪機の使い方に注意」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121220_1.html

●全国の消費生活センター等の相談窓口
http://www.kokusen.go.jp/map/index.html

**********
**メールアドレスの変更と配信解除はこちらへ**
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html
**問い合わせ**：mimamoru-kun@kokusen.go.jp
**********